

前金払の使途拡大の特例について（継続）

1 趣旨

地方自治法施行規則等が改正されたことを踏まえ、市発注公共工事について平成28年1月1日から適用しておりますが、公共工事の適正かつ円滑な施工の確保を図るため、令和8年度においても、引き続き前金払の使途拡大の特例措置を継続します。

2 特例措置の内容

真岡市公共工事前金払事務取扱要綱第9条に定める前払金の使用に関して、前払金の使途を拡大します。（中間前払金を除く）

現 行	改正後
材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、 <u>労働者災害補償保険料及び保証料</u>	材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに <u>一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用</u>

注）現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に充てられる前払金の額の上限は、前払金額の100分の25とする。

3 契約に関する取扱い

(1) 新規契約の場合（別紙特約条項参照）

別紙の特約条項を添付して契約を締結する。

(2) 変更契約の場合（別紙変更契約書参照）

工事打合せ簿により変更協議の上、別紙の変更契約書により締結する。

4 適用時期等

平成28年1月1日から令和9年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和9年3月31日までに払出しが行われるものに適用する。

なお、既契約済のものについては、受注者からの申し出に基づき、発注者と受注者間で協議の上、当該措置を適用できるものとする。

※特約条項等、様式については

真岡市HP ⇒ しごと・産業 ⇒ 入札 ⇒ 契約の方法・書式 ⇒ 建設工事の場合

よりダウンロードください。

問い合わせ先

真岡市総務部総務課契約検査係

TEL：0285-83-8145